



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都杉並区上高井戸三丁目2番23号

氏 名 株式会社 中村

代表取締役 戸村 勝秀

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ ~~第14条の2第1項~~ の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和 4 年 10 月 1 1 日

許可の有効年月日 令和 6 年 6 月 2 2 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*7)、汚泥(*4)(*6)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、鋳さい(*7)、がれき類(*4)、ばいじん(*7) 以上16種類

（※）記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成 16 年 6 月 23 日	新規許可	令和 元 年 7 月 23 日	更新許可
平成 20 年 8 月 7 日	変更届（代表者の変更）	令和 4 年 10 月 11 日	変更許可（品目の追加）
平成 21 年 6 月 23 日	更新許可		以 下 余 白
平成 26 年 7 月 22 日	更新許可		
平成 28 年 4 月 25 日	変更届（役員の変更）		

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この許可証には「すかし」等の

この許可証には「すかし」等の



様式第六号(第九条の二関係)

(第1面)



産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和6年5月14日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



申請者

郵便番号 168-0074
住所 東京都杉並区上高井戸三丁目2番23号
氏名 株式会社 中村
代表取締役 戸村 勝秀
電話番号 03-3302-5156



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>積替え保管を除く 燃え殻(*7)、汚泥(*4)(*6)(*7)、廃油(*5)(*7)、 廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、 ゴムくず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、鋳さい(*7)、がれき類(*4)、ばいじん(*7) 以上16種類 (*1) 自動車等破砕物を除く (*4) 石綿含有産業廃棄物を含む (*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く (*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む (*7) 水銀含有ばいじん等を除く</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 168-0074 東京都杉並区上高井戸三丁目2番23号 電話番号 03-3302-5156 事業場 同上 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>キャブオーバ16代 バン4台 脱着装置付きコンテナ専用車2台/オープンドラム缶5本、クローズドドラム缶5本、ポリ容器5本、フレコンバッグ5個、プラスチック容器5個</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	
<p>※事務処理欄</p>	

廃油(*5)(*7)

更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。
なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。
(根拠条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項、第14条の4第8項)
(日本工業規格 A列4番)

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課